

第十一條 評議員會ハ本會ノ事務ヲ監督シ及テ本會ノ決議ニ對シテ其ノ執行ノ手續ヲ監督スルノ責任ヲ負フ

(但シ本會ノ決議ニ對シテ其ノ執行ノ手續ヲ監督スルノ責任ヲ負フ者ハ本會ノ決議ニ對シテ其ノ執行ノ手續ヲ監督スルノ責任ヲ負フ者ニ限リテ之ヲ指ス)

第十二條 本會ハ本會ノ事務ヲ執行スルニ必要ナル職員ヲ選任スルノ權有シ

第十三條 本會ハ本會ノ事務ヲ執行スルニ必要ナル職員ヲ選任スルノ權有シ

第十四條 本會ハ本會ノ事務ヲ執行スルニ必要ナル職員ヲ選任スルノ權有シ

第十五條 本會ハ本會ノ事務ヲ執行スルニ必要ナル職員ヲ選任スルノ權有シ

第十六條 本會ハ本會ノ事務ヲ執行スルニ必要ナル職員ヲ選任スルノ權有シ

東洋海運株式會社大股東會

財團法人協和會大阪支所

第十二條 評議員會ハ本會ノ決議ニ對シテ其ノ執行ノ手續ヲ監督スルノ責任ヲ負フ

(但シ本會ノ決議ニ對シテ其ノ執行ノ手續ヲ監督スルノ責任ヲ負フ者ハ本會ノ決議ニ對シテ其ノ執行ノ手續ヲ監督スルノ責任ヲ負フ者ニ限リテ之ヲ指ス)

第十三條 本會ハ本會ノ事務ヲ執行スルニ必要ナル職員ヲ選任スルノ權有シ

第十四條 本會ハ本會ノ事務ヲ執行スルニ必要ナル職員ヲ選任スルノ權有シ

第十五條 本會ハ本會ノ事務ヲ執行スルニ必要ナル職員ヲ選任スルノ權有シ

第十六條 本會ハ本會ノ事務ヲ執行スルニ必要ナル職員ヲ選任スルノ權有シ

第十七條 本會ハ本會ノ事務ヲ執行スルニ必要ナル職員ヲ選任スルノ權有シ

第十八條 本會ハ本會ノ事務ヲ執行スルニ必要ナル職員ヲ選任スルノ權有シ

第十九條 本會ハ本會ノ事務ヲ執行スルニ必要ナル職員ヲ選任スルノ權有シ

第二十條 本會ハ本會ノ事務ヲ執行スルニ必要ナル職員ヲ選任スルノ權有シ